別表第一（第二条関係）中「別表第一（第二条関係）」を「別表第一（第三条関係）」に改め、同表法第八条第一項の項を削り、同表法第九条第一項の項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表法第九条第四項前段の項中「第九条第四項前段」を「第八条第四項前段」に改め、同表法第十条第一項の項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同表法第十条第四項前段の項中「第十条第四項前段」を「第九条第四項前段」に改め、同表法第十一条第一項の項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第二項第二号」を「第二項各号」に改め、「（第四号を除く。）」を削り、同表法第十二条第一項の項中「第十二条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項の前に次のように加える。

法第十一条第一項	貨物自動車運送事業法第三十六条第一項前段の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第一項各号に掲げる事項
	貨物自動車運送事業法第三十六条第一項後段の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第三項各号に掲げる事項
法第十二条第一項	海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項の許可に係る部分	海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第二条第一項各号に掲げる事項
	海上運送法第十一条第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第八条各号に掲げる事項
	海上運送法第十一条第三項の規定による届出に係る部分	海上運送法施行規則第八条の二第二項各号に掲げる事項
法第十三条第一項	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の許可に係る部分	鉄道事業法第四条第一項各号に掲げる事項
	鉄道事業法第七条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第七条第一項各号に掲げる事項
	鉄道事業法第七条第三項の規定による届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第八条第二項各号に掲げる事項
法第十三条第三項前段	鉄道事業法第十八条の規定による届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十六条第一項各号に掲げる事項
法第十四条第一項	軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許に係る部分	軌道法施行規則（大正十二年内務省令）第一条第一項各号に掲げる書類及び図面並びに同条第二項に規定する事由書
法第十五条第一項	自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条の許可に係る部分	自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）第一条第一項各号に掲げる書類
	自動車ターミナル法第四条第一項各号に掲げる事項	
	自動車ターミナル法第十条の規定による届出に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第三条各号に掲げる事項
	自動車ターミナル法第十一条第一項の許可に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項
	自動車ターミナル法第十一条第三項の規定による届出に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第五条第二項各号に掲げる事項
法第十六条第一項	倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条の登録に係る部分	倉庫業法施行規則第一条の変更登録に係る部分
	倉庫業法第七条第一項の規定による届出に係る部分	倉庫業法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項
		倉庫業法施行規則第四条の二第二項各号に掲げる事項
法第十一条第二項	貨物自動車運送事業法第三十六条第一項後段の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第三項各号に掲げる事項
	貨物自動車運送事業法第三十六条第三項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第三十四条第一項各号に掲げる事項
法第十二条第二項	海上運送法第十一条第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第八条各号に掲げる事項
	海上運送法第十一条第三項の規定による届出に係る部分	海上運送法施行規則第八条の二第二項各号に掲げる事項
	海上運送法第十五条第一項又は第二項の規定による届出に係る部分	海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項
		貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第四項に規定する書類

別表第二（第三条関係）中「別表第二（第三条関係）」を「別表第二（第四条関係）」に改め、同表法第八条第二項の項を削り、同表法第九条第二項の項中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改め、同表法第九条第四項後段の項中「第九条第四項後段」を「第八条第四項後段」に改め、同表法第十条第二項の項中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改め、同表法第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、同表法第十二条第二項において準用する同条第一項の項中「第十二条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項の前に次のように加える。

法第十六条第一項	倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条の登録に係る部分	倉庫業法施行規則第一項の変更登録に係る部分
	倉庫業法第七条第三項の規定による届出に係る部分	倉庫業法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項
		倉庫業法施行規則第四条の二第二項各号に掲げる事項
法第十一条第二項	貨物自動車運送事業法第三十六条第一項後段の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第三項各号に掲げる事項
	貨物自動車運送事業法第三十六条第三項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第三十四条第一項各号に掲げる事項
法第十二条第二項	海上運送法第十一条第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第八条各号に掲げる事項
	海上運送法第十一条第三項の規定による届出に係る部分	海上運送法施行規則第八条の二第二項各号に掲げる事項
	海上運送法第十五条第一項又は第二項の規定による届出に係る部分	海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項
		貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第四項に規定する書類